

令和5年度三好市奨学生募集要項

三好市奨学金制度は、経済的理由により修学が困難な方に対して奨学金を貸与することにより、修学の機会を確保し、もって人材を育成することを目的としています。

■貸与を受けることができる方

- ・三好市内に住所を有する父または母の子であること。ただし、父及び母が共にいない方については、本人が三好市内に住所を有すること。
- ・高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)、高等専門学校、大学、短期大学または専門学校に在学する方。(令和5年4月を基準とし、在学予定の方も含む)
- ・経済的理由により修学が困難と認められる方。

○経済的に困窮している世帯(家庭)の認定所得基準表 (単位:万円)

世帯員数	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
総所得	250	309	366	418	470	527	586

※経済的理由により修学が困難とは原則として、申請者と生計を一にする方全員の1年間の所得の合計額が上記の認定所得基準以下であることをいいます。

※世帯人員には申請者本人も含まれます。

※所得証明書記載の個々の所得の合計額であり、収入額(年収)ではありません。

※特別な事情のある方は別表特別控除表のとおり所得額より控除されます

※申請者と生計を一にする方とは、原則、次の方です

1. 同一の住居に居住している方(同じ敷地内の別棟に居住している祖父母などを含みます。)
2. 主として家計を維持している方であって、勤務地の都合で別居している方。
3. 修学や病気療養のために一時別居している方。

■奨学金貸与額(月額)

貸与区分	貸与月額
高等学校	6,000円、12,000円又は24,000円のうち、貸与を受けるものが選択する額
高等専門学校	10,000円、21,000円又は30,000円のうち、貸与を受けるものが選択する額
大学・短期大学・専門学校	22,000円、44,000円又は64,000円のうち、貸与を受けるものが選択する額

■貸与方法

5月、7月、10月、1月の各月末に3ヵ月分を合算して、指定された奨学生本人名義の口座に振り込みます。

奨学金の貸与対象月	貸与予定日
4月～6月の3ヵ月分	5月末
7月～9月の3ヵ月分	7月末
10月～12月の3ヵ月分	10月末
1月～3月の3ヵ月分	1月末

■貸与期間

令和5年4月から在学する学校の正規の最短修業年限が修了するまでの期間。

■返還

貸与期間満了または貸与が終了した翌月から1年を経過した後、10年以内で規則の定める期間内に月賦・半年賦・年賦のいずれかの方法により均等返還していただきます。ただし、奨学金の全部または一部を繰り上げて返還することができます。

奨学金は**無利子**です。ただし、正当な理由なく奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年3%の割合で計算した延滞利息を加算します。

■返還の免除

卒業後継続して三好市内に住所を有し生計を営む場合において、希望者は奨学金の返還を免除することができます。返還の免除は申請した年度のみでの返還金とし、各年度の免除額は貸与総額の10分の1以内となります。ただし、過年度の免除申請はできません。

■申込締切日

令和5年3月1日（水）※必着

■申請方法

次の申請書類一式を三好市教育委員会学校教育課へ提出してください。提出方法は郵送（レターパック）です。

書類不備による、不受理を防ぐために、提出時に十分確認をお願いします。

電話等で連絡があった場合も、期限までに書類提出がない場合は、辞退扱いとさせていただきます。

1. 奨学金貸与申請書(様式第1号) **※必須**
 - ・申請者氏名及び奨学金振込口座名義は奨学生本人となります
2. 金融機関の通帳のコピー **※必須**
 - ・奨学金振込口座金融機関の通帳のコピー。(金融機関名・種別・口座番号・名義人・記号・番号等がわかるもの)
 - ・必ず申請者本人名義にしてください。
3. 出身学校長の奨学生推薦書(様式第2号) **※新入学生のみ**
 - ・在学中の学校へ作成依頼(担任教諭等へ依頼)のうえ交付を受けてください
(学校が封筒へ封印したものとし、開封しないでください)
4. 連帯保証人と連署した誓約書(様式第3号) **※必須**
 - ・連帯保証人2名とは1人は父もしくは母またはこれに代わる者(以下「父母等」)で、他の1人は、父母等以外で65歳未満の返済能力のある方で原則として三好市内に住民を有する方です。世帯員以外の連帯保証人の収入の確認できる書類(源泉徴収票または所得証明書等)も必要です
 - ・奨学金の返還について責任を負える方を選んでください
5. 連帯保証人の印鑑証明書 **※必須**
 - ・三好市役所市民課、または各総合支所で交付(有料)を受けてください。
6. 連帯保証人の収入確認書類 **※必須**
 - ・世帯員以外の連帯保証人の収入の確認ができる書類。(所得課税証明または源泉徴収票等)
7. 三好市奨学金申請に係る世帯状況調査表 **※必須**
 - ・別添の様式に記入例を参考に記入してください。
8. 成績証明書 **※新入学生以外の場合のみ**
 - ・既に、大学、高等専門学校、高等学校等に在学されている場合、在学校の成績証明書の交付を受けてください。
9. 在学証明書 **※新入学生以外の場合のみ**
 - ・既に、大学、高等専門学校、高等学校等に在学されている場合、在学校の在学証明書の交付を受けてください。
10. 特別控除関係書類 **※該当者のみ**
 - ・障害のある方がいる世帯。
障害者手帳の写し等。

- ・長期療養者がいる世帯。
療養のため経常的に特別な支出をしている金額にかかる直近3ヵ月分の領収書等の写し。（今後の療養期間に応じて年間の支出金額を算出できるもの）ただし、診療代、治療代、医薬品等に限り、食費等は対象としません
※長期療養者とは、申込現在6ヵ月以上にわたる期間療養中、又は療養を必要とする人です。
- ・主として家計を支えている人が別居している世帯。
別居のために特別に支出している金額にかかる直近3ヵ月分の領収書等の写し。（今後の必要期間に応じて年間の支出金額を算出できるもの）ただし、71万円を限度とし、住居費、光熱水道費等に限りです。
- ・火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯。
被害を受けたことを証明するもの、その他必要と認められるもの。
修繕費用の領収書等、未修繕の場合は修繕見積書。
保険や公的支援を受けた場合は、その金額の分かる書類。

■貸与の決定

申請者については、三好市奨学生選考委員会の書類審査により貸与者の選考を行い、正式に貸与を決定します。選考の結果は3月末に文書にて通知します。

■奨学生の取り消し

偽りその他不正な手段で奨学金貸与の決定を受けた場合は、奨学金の貸与を取り消し、既に貸与している場合は奨学金を直ちに返還していただきます。

■お問い合わせ先

〒778-0003

徳島県三好市池田町サラダ 1737-1

三好市教育委員会学校教育課 奨学金係

電話：0883-72-3555 FAX:0833-72-7430

別表：特別控除表

特別の事情	特別控除額			
母子・父子世帯	99万円			
就学者のいる世帯 (申請者本人の控除も右表に準じて行う)	小学校	31万円		
	中学校	46万円		
			自宅通学	自宅外通学
	高等学校	国・公立	39万円	69万円
		私立	88万円	118万円
	高等専門学校 (1～3年次)	国・公立	39万円	69万円
		私立	88万円	118万円
	高等専門学校 (4・5年次)	国・公立	43万円	72万円
		私立	87万円	116万円
	大学・短大	国・公立	74万円	121万円
		私立	133万円	180万円
	専修学校 高等課程	国・公立	39万円	69万円
		私立	88万円	118万円
専修学校 専門課程	国・公立	36万円	81万円	
	私立	102万円	147万円	
障害者のいる世帯	障害のある人1人につき99万円			
長期療養者のいる世帯	療養のために経常的に特別な支出をしている年間金額			
主たる家計支持者が別居している世帯	別居のために特別に支出している年間金額 (ただし71万円を限度とする)			
火災・風水害又は盗難等の被害を受けた世帯	日常的な生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたつて、支出増又は収入減と認められる年間金額			